



ース大会の3つのイベントを平成27年から同一会場に集約して実施するもので、今回で5回目の開催です。

会場内の飲食販売は、福祉支援という観点から、前回に引き続き市内の福祉団体がいき、今回は前回から1団体増えて2団体が出店します。

また、東京都のパラリンピック体験プログラム「ノーリミッツチャレンジ」による、馬術のバーチャル体験と車いすバスケットボールのフリースロー体験会を実施します。

運営体制について、以前は全庁的な応援体制で実施してまいりましたが、今回は各事業の所管部署の部内応援で対応してまいります。

平成31年の最初の大きなイベントであるため、職員においては、ご家族をお誘いの上、ぜひ会場にお越しください。

市 長 報告を了承とします。続いて報告事項2「狛江市安心で安全なまちづくり推進審議会答申について」を報告してください。

部 長 2月14日に市長より諮問がありました「日本一安心で安全なまちの実現に向けた施策の推進方法について」、11月29日に狛江市安心で安全なまちづくり推進審議会会長から市長へ答申書が提出されました。

本答申書には、市長からの諮問内容、審議の経過、現在の社会情勢、狛江市の安心安全に係る現状・取組み及び今後重点的に取り組むべき施策について記載されており、最後の結論では次の7点が掲げられています。

1点目は、「安心で安全なまちづくりを基本構想及び基本計画に最重要課題として位置づけ、安心安全条例に基づく各種の施策の実現に向けて全市を挙げて取り組むこと。」です。

2点目は、「安心安全条例に基づく各種の施策の立案、遂行に当たっては、市、市民、事業者がそれぞれの役割を踏まえて協働し、有機的、相乗的な効果が生じるように努めること。」です。

3点目は、「本市の特徴を活かして、防災、防犯、交通安全、健康危機対策などの対応を図ること。」です。

4点目は、「啓発、広報、安全教育などの場では、市民のニーズを把握し、緊急時に安全行動が取れるように、視覚、聴覚など五感に訴える実践的な手法を工夫すること。」です。

5点目は、「持続性のある取組みとなるように、安心安全教育に当たっては、リーダーづくりにも留意するとともに、楽しみながら安全知識、技能が身に着くように工夫すること。特に、安心で安全なまちづくりに極めて重要な役割を果たしている地域コミュニティが今後も、その活動を拡充していけるよう支援すること。」です。

6点目は、「市は、警察、消防、教育などの関係機関との連携を密にし、

情報共有を図り、対応策を講じるとともに、必要な情報については、迅速、適確に市民などへの周知を徹底すること。」です。

7点目は、「何事も強く願って初めて実現できるので、『日本一安心で安全なまち・狛江市』の旗印を高く掲げること。」です。

今回の答申を踏まえ、今後も全庁的に安心で安全なまちづくりに取り組んでいくため、引き続き協力をお願いします。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 絵手紙事業との連携等に当たっては、関連部署との調整をお願いします。

市 長 報告を了承とします。続いて報告事項3「調布都市計画生産緑地地区の変更について」を報告してください。

部 長 7月31日の庁議後、東京都と協議を行い、9月19日から10月3日まで都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧を行いました。その後、11月12日の平成30年度第2回狛江市都市計画審議会へ諮問し、「原案どおり了承」という答申をいただき、11月30日付け狛江市告示第418号で告示しました。

変更前の生産緑地地区の地区数は142件、面積は約311,320㎡でしたが、今回の変更による削除面積が約8,460㎡、精査による増加面積が約40㎡あったため、変更後の地区数は139件、面積は約302,900㎡となりました。

市 長 報告を了承とします。

平成30年第4回狛江市議会定例会の一般質問の中で、狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例及び狛江市情報公開条例に関する内容が取りあげられたところですが、両条例の関係性を整理した方が良いと感じたため、企画財政部と総務部で協議をするようにしてください。

また、12月28日は平成30年最後の出勤日であるため、御用納めとして各職場で1年間の打ち上げや親睦を図ることは良いことだと思いますが、庁舎内での飲酒等はないようにお願いします。

他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、12月11日午前9時から開催します。